

愛媛大学工学部附属教育・研究共同利用施設受託試験取扱規程

（ 令和 7 年 4 月 2 3 日
制 定 ）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、愛媛大学工学部附属教育・研究共同利用施設（以下「施設」という。）が他の官公庁、会社等（以下「学外」という。）からの依頼を受けて行う受託試験の取扱いについて定めるものとする。

（受託試験の範囲）

第 2 条 施設が学外から依頼を受けて行う受託試験は、施設の職員（以下「職員」という）が、施設が保有する機器等を用いて行う測定及び作製（以下「測定等」という。）をいう。

（受託手続）

第 3 条 受託試験を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別に定める申請書を施設に提出し、愛媛大学工学部附属教育・研究共同利用施設長（以下「施設長」という。）の承諾を得なければならない。

（受入条件）

第 4 条 受託試験の受入れの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 第 7 条に定める受託試験の料金は、愛媛大学（以下「本学」という。）が発行する請求書に基づき、原則として受託試験開始前日までに支払うものとする。ただし、施設長が特別の事情があると認めた場合は、後納することができる。
- （2） 依頼者からの要請により受託試験を中止した場合においても、納付された受託試験の料金は返還しない。ただし、特別の事情がある場合には、その全部または一部を返還することがある。
- （3） 次に掲げる場合には、施設は、依頼者の受ける損害に対してその責を負わない。
イ やむを得ない事由によって受託試験を中止したため損害が生じたとき。
ロ 受託試験を行うために提出された試料及び材料（以下「試料等」という。）に損害が生じたとき。
- （4） 受託試験の実施にあたり、職員は、必要と認めるときは、依頼者に試料等の再提出を求めることができる。
- （5） 施設長が受入れできないと判断した試料等については、受入れを拒否することができる。

2 前項に定めるもののほか、施設長は、当該受託試験が本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、これを承諾することができる。

（受入れの諾否及び結果の通知）

第 5 条 受託試験の受入れの諾否及び受託試験の結果の通知は、別に定める手続きを経て行うものとする。

（機密の保持）

第 6 条 施設長及び依頼者は、受託試験で得られたデータ、作製した成果物、知り得た情報等について、あらかじめ協議のうえ、非公開とすることができる。

2 依頼者は、受託試験で得られたデータ又は作製した成果物を公表する場合、原則として本学及び本施設名を使用することはできない。また、本学を特定できる表現も同様とする。ただし、施設長が認めた場合はこの限りではない。

3 前項の規定に反して学外に公表したことにより本学が受けた被害及び損害については、依頼者が賠償するものとする。

（受託試験の料金）

第7条 受託試験の料金は別に定める「受託試験料金表」のとおりとする。

2 受託試験の料金は、本学が発行する請求書により収納する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、受託試験の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月23日から施行し、令和6年12月12日から適用する。